

「ご契約のしおり」正誤表

橙色の表紙「ご契約のしおり」(即時終身年金保険、据置終身年金保険、介護割増年金付終身年金保険、即時定期年金保険、据置定期年金保険、即時夫婦年金保険、据置夫婦年金保険)

お客さまが加入されたご契約に対する本正誤表の該当箇所は、次のとおりです。

なお、お客さまのお手元にあります「ご契約のしおり」には、本正誤表(2ページ以上のもの)または別の正誤表(1ページのもの)が既に差し込まれている場合があります。

その場合には、大変お手数ではございますが、お手元にあります「正誤表」が1ページのときには、その内容について、今回、お送りした正誤表の内容も合わせて記載させていただいておりますので、それについては破棄していただき、本正誤表を「ご契約のしおり」とともに大切に保管くださいますようお願い申し上げます。

また、お手元にあります「正誤表」が2ページ以上のときには、今回、お送りしたものと内容は同じものですので、どちらかの「正誤表」を「ご契約のしおり」とともに大切に保管くださいますようお願い申し上げます。

	即時終身年金 保険(定額型)	即時終身年金 保険(通増型)	据置終身年金 保険(定額型)	据置終身年金 (通増型)	介護割増年金 付終身年金保 険	定期年金保 険	即時夫婦年 金 保険(定額 型)	据置夫婦年 金 保険(定額 型)
正誤表 ホ00100-1の上段 (P14の正誤)	○ (注)	○ (注)	○ (注)	○ (注)	○ (注)	○ (注)	○ (注)	○ (注)
正誤表 ホ00100-1の中段 (P14~15の正誤)	—	—	—	—	○	—	—	—
正誤表 ホ00100-1の下段 (P68の正誤)	○ (注)	○ (注)	○ (注)	○ (注)	○ (注)	○ (注)	○ (注)	○ (注)
正誤表 ホ00100-2の上段 (P70の正誤)	—	—	—	—	—	—	○	○
正誤表 ホ00100-2の下段 (P89の正誤)	○ (注)	○ (注)	○ (注)	○ (注)	—	○ (注)	○ (注)	○ (注)
正誤表 ホ00100-3 (P91~92の正誤)	—	—	—	—	—	—	○ (注)	○ (注)
正誤表 ホ00100-4 (P99の正誤)	—	○	—	○	—	—	—	—
正誤表 ホ00100-5 (P100の正誤)	—	—	—	—	—	○	—	—
正誤表 ホ00100-6の上段 (P242~243の正誤)	○	○	○	○	○	○	○	○
正誤表 ホ00100-6の上段 (P229~243)(奇数ページ)	○	○	○	○	○	○	○	○

(注) 特約を付加されたお客さまに限ります。

(ご参考)

- 本正誤表は、平成19年12月12日のプレスリリース(報道機関向けの公表)の内容に基づきお届けしております。詳しくは、かんぽ生命ホームページ(<http://www.jp-life.japanpost.jp/>)にも掲載しておりますので、ご覧ください。
- 本正誤表は、ご契約の締結を確認させていただいた上で、お届けしておりますので、お申込みの日からお届け日まで時間を要する場合がありますことをご容赦ください。
- 「ホ00100」は、弊社の本冊子(ご契約のしおり)の管理番号です((ご契約のしおり)の裏表紙に記載されているものです。)

橙色の表紙「ご契約のしおり」（即時終身年金保険、据置終身年金保険、介護割増年金付終身年金保険、即時定期年金保険、据置定期年金保険、即時夫婦年金保険、据置夫婦年金保険）

本冊子における記載内容に次のとおり訂正がございますので、お詫びとともにお知らせいたします。本表は、誠にお手数をおかけしますが、ご契約のしおりとともに大切に保管をお願いします。

P 1 4 【誤】

お願いとお知らせ

2 年金及び特約保険金の加入限度額

(2) 特約の加入限度額

特約の加入限度額は、被保険者1人について次のとおりとなります。ただし、特約を付加する基本契約の年金額の20倍に相当する額の範囲内となります。

○災害特約については、1,000万円です。

○傷害入院特約、疾病入院特約及び疾病傷害入院特約については、災害特約とは別に、合わせて1,000万円です。

P 1 4 【正】

お願いとお知らせ

2 年金及び特約保険金の加入限度額

(2) 特約の加入限度額

特約の加入限度額は、被保険者1人について次のとおりとなります。ただし、特約を付加する基本契約の年金額の20倍に相当する額の範囲内となります。

○災害特約及び介護特約については、合わせて1,000万円です。

○傷害入院特約、疾病入院特約及び疾病傷害入院特約については、災害特約及び介護特約とは別に、合わせて1,000万円です。

P 1 4～1 5 【誤】

お願いとお知らせ

3 保証期間

即時終身年金保険、据置終身年金保険、即時夫婦年金保険及び据置夫婦年金保険においては、被保険者（即時夫婦年金保険及び据置夫婦年金保険においては、主たる被保険者及び配偶者である被保険者の双方）が年金支払事由発生日以後に死亡された場合に、継続して年金のお支払いをする一定の期間（保証期間）があります。

P 1 4～1 5 【正】

お願いとお知らせ

3 保証期間

即時終身年金保険、据置終身年金保険、介護割増年金付終身年金保険、即時夫婦年金保険及び据置夫婦年金保険においては、被保険者（即時夫婦年金保険及び据置夫婦年金保険においては、主たる被保険者及び配偶者である被保険者の双方）が年金支払事由発生日以後に死亡された場合に、継続して年金のお支払いをする一定の期間（保証期間）があります。

P 6 8 【誤】

第3 各特約に共通の事項

2 特約保険料のお払込み

○前納払込みによる保険料の割引は、基本契約の保険料と特約保険料の合計額について行います。

P 6 8 【正】

第3 各特約に共通の事項

2 特約保険料のお払込み

○前納払込みによる保険料の割引は、基本契約の保険料と特約保険料ごとに計算した上で合算します。

橙色の表紙「ご契約のしおり」(即時終身年金保険、据置終身年金保険、介護割増年金付終身年金保険、即時定期年金保険、据置定期年金保険、即時夫婦年金保険、据置夫婦年金保険)

本冊子における記載内容に次のとおり訂正がございますので、お詫びとともにお知らせいたします。本表は、誠にお手数をおかけしますが、ご契約のしおりとともに大切に保管をお願いします。

P 7 0 【誤】

第 4 特約の変更

2 夫婦年金保険の特約における配偶者追加変更等

なお、配偶者追加変更契約のお申込みが承諾された場合には、月ごとの契約応当日に変更のご請求があった場合にはその時に、月ごとの契約応当日以外の日に変更のご請求があった場合には直後の月ごとの契約応当日に責任を開始します。

P 7 0 【正】

第 4 特約の変更

2 夫婦年金保険の特約における配偶者追加変更等

(削除)

P 8 9 【誤】

第 2 年金等の受取人及び受取方法

2 特約保険金受取人

(2) 死亡保険金

○基本契約に付加された災害特約 …………… 基本契約において死亡保険金受取人となられる方

○夫婦年金保険に付加された災害特約

①主たる被保険者が死亡された場合 …………… 配偶者である被保険者
(ただし、配偶者である被保険者がいない場合又は配偶者である被保険者が故意に主たる被保険者を殺害した場合は、主たる被保険者の遺族となられる方)

②配偶者である被保険者が死亡された場合(夫婦特約に限ります。) …… 主たる被保険者
(ただし、主たる被保険者がいない場合は、配偶者である被保険者の遺族となられる方)

(注) 特約死亡保険金受取人は、被保険者が不慮の事故により傷害を受けたときに死亡されたとした場合の上記に該当する方となります。

P 8 9 【正】

第 2 年金等の受取人及び受取方法

2 特約保険金受取人

(2) 死亡保険金

○即時終身年金保険、据置終身年金保険、即時定期年金保険又は据置定期年金保険の基本契約に付加された災害特約

保険契約者の指定した特約死亡保険金受取人(特約保険金受取人が指定されていない場合(指定された特約死亡保険金受取人が死亡し又は保険契約者でなくなり、その後更に特約死亡保険金受取人の指定がない場合を含みます。))には、被保険者の遺族)

○即時夫婦年金保険又は据置夫婦年金保険の基本契約に付加された災害特約

① 主たる被保険者が死亡された場合
主たる被保険者の遺族

② 配偶者である被保険者が死亡された場合(夫婦特約に限ります。)
配偶者である被保険者の遺族

「ご契約のしおり」正誤表

平成19年12月 株式会社かんぽ生命保険

橙色の表紙「ご契約のしおり」(即時終身年金保険、据置終身年金保険、介護割増年金付終身年金保険、即時定期年金保険、据置定期年金保険、即時夫婦年金保険、据置夫婦年金保険)

本冊子における記載内容に次のとおり訂正がございますので、お詫びとともにお知らせいたします。本表は、誠にお手数をおかけしますが、ご契約のしおりとともに大切に保管をお願いします。

P 9 1 ~ 9 2 【誤】

第 2 年金等の受取人及び受取方法

5 特約保険金のご請求に必要な書類

書類等	保険証券	会社所定の請求書	会社所定の医師の死亡証明書	会社所定の医師の診断書	特約保険金受取人の戸籍抄本	被保険者の死亡(受けた傷害)が不慮の事故によるものであることを証明するに足りる書類	主たる被保険者及び配偶者である被保険者の婚姻関係を証明するに足りる書類(夫婦特約に限ります。)	被保険者の住民票又は国民健康保険被保険者証(死亡保険金の場合は住民票。ただし、会社が必要と認めた場合には戸籍抄本) ※性別及び生年月日を証明する書類	特約保険金受取人の印鑑証明書又は国民健康保険被保険者証 ※正当な権利者であることを確認できる書類
特約									
死亡保険金	○	○	○	—	○	○	○	○	○
傷害保険金	○	○	—	○	○	○	—	○	○
傷害による入院保険金・手術保険金・通院療養給付金	○	○	—	○	○	○	—	○	○
疾病による入院保険金・手術保険金・通院療養給付金	○	○	—	○	○	—	○	○	○

P 9 1 ~ 9 2 【正】

第 2 年金等の受取人及び受取方法

5 特約保険金のご請求に必要な書類

書類等	保険証券	会社所定の請求書	会社所定の医師の死亡証明書	会社所定の医師の診断書	特約保険金受取人の戸籍抄本	被保険者の死亡(受けた傷害)が不慮の事故によるものであることを証明するに足りる書類	主たる被保険者及び配偶者である被保険者の婚姻関係を証明するに足りる書類(夫婦特約に限ります。)	被保険者の住民票又は国民健康保険被保険者証(死亡保険金の場合は住民票。ただし、会社が必要と認めた場合には戸籍抄本) ※性別及び生年月日を証明する書類	特約保険金受取人の印鑑証明書又は国民健康保険被保険者証 ※正当な権利者であることを確認できる書類
保険金									
死亡保険金	○	○	○	—	○	○	○	○	○
傷害保険金	○	○	—	○	○	○	○	○	○
傷害による入院保険金・手術保険金・通院療養給付金	○	○	—	○	○	○	○	○	○
疾病による入院保険金・手術保険金・通院療養給付金	○	○	—	○	○	—	○	○	○

橙色の表紙「ご契約のしおり」(即時終身年金保険、据置終身年金保険、介護割増年金付終身年金保険、即時定期年金保険、据置定期年金保険、即時夫婦年金保険、据置夫婦年金保険)

本冊子における記載内容に次のとおり訂正がございますので、お詫びとともにお知らせいたします。本表は、誠にお手数をおかけしますが、ご契約のしおりとともに大切に保管をお願いします。

P 9 9 【誤】

第2 基本年金額を算出する場合の乗率と基本年金額例

2 基本年金額例 (即時終身年金保険及び据置終身年金保険 (逓増型))

初年度年金額 年金支払年度	24万円	30万円	36万円	45万円	48万円	60万円	72万円	90万円
第2支払年度	円 247,200	円 309,000	円 370,800	円 463,500	円 494,400	円 618,000	円 741,600	円 927,000
第3支払年度	254,616	318,270	381,924	477,405	509,232	636,540	763,848	954,810
第4支払年度	262,248	327,810	393,372	491,715	524,496	655,620	786,744	983,480
第5支払年度	270,120	337,650	405,180	506,475	540,240	675,300	810,360	1,012,950
第10支払年度	313,152	391,440	469,728	587,160	626,304	782,880	939,456	1,174,320
第15支払年度	363,024	453,780	544,536	680,670	726,048	907,560	1,089,072	1,361,340
第20支払年度	420,840	526,050	631,260	789,075	841,680	1,052,100	1,262,520	1,578,150
第25支払年度	487,872	609,840	731,808	914,760	975,744	1,219,680	1,463,616	1,829,520
第30支払年度	565,584	706,980	848,376	1,060,470	1,131,168	1,413,960	1,696,752	2,120,940
第35支払年度	655,656	819,570	983,484	1,229,355	1,311,312	1,639,140	1,966,968	2,458,710
第40支払年度	760,080	950,100	1,140,120	1,425,150	1,520,160	1,900,200	2,280,240	2,850,300

P 9 9 【正】

第2 基本年金額を算出する場合の乗率と基本年金額例

2 基本年金額例 (即時終身年金保険及び据置終身年金保険 (逓増型))

初年度年金額 年金支払年度	24万円	30万円	36万円	45万円	48万円	60万円	72万円	90万円
第2支払年度	円 247,200	円 309,000	円 370,800	円 463,500	円 494,400	円 618,000	円 741,600	円 927,000
第3支払年度	254,616	318,270	381,924	477,405	509,232	636,540	763,848	954,810
第4支払年度	262,248	327,810	393,372	491,715	524,496	655,620	786,744	983,430
第5支払年度	270,120	337,650	405,180	506,475	540,240	675,300	810,360	1,012,950
第10支払年度	313,152	391,440	469,728	587,160	626,304	782,880	939,456	1,174,320
第15支払年度	363,024	453,780	544,536	680,670	726,048	907,560	1,089,072	1,361,340
第20支払年度	420,840	526,050	631,260	789,075	841,680	1,052,100	1,262,520	1,578,150
第25支払年度	487,872	609,840	731,808	914,760	975,744	1,219,680	1,463,616	1,829,520
第30支払年度	565,584	706,980	848,376	1,060,470	1,131,168	1,413,960	1,696,752	2,120,940
第35支払年度	655,656	819,570	983,484	1,229,355	1,311,312	1,639,140	1,966,968	2,458,710
第40支払年度	760,080	950,100	1,140,120	1,425,150	1,520,160	1,900,200	2,280,240	2,850,300

橙色の表紙「ご契約のしおり」（即時終身年金保険、据置終身年金保険、介護割増年金付終身年金保険、即時定期年金保険、据置定期年金保険、即時夫婦年金保険、据置夫婦年金保険）

本冊子における記載内容に次のとおり訂正がございますので、お詫びとともにお知らせいたします。本表は、誠にお手数をおかけしますが、ご契約のしおりとともに大切に保管をお願いいたします。

P 1 0 0 【誤】

第 3 返戻金額例

1 基本契約の返戻金額例

定期年金保険の返戻金額

定期年金保険の基本契約の返戻金額は、払込保険料相当額（ご加入後3年を経過する前までにご契約を解約又は失効された場合には、一定の金額を差し引きます。）となりますが、被保険者が死亡された日又はご契約を解約されるまでに支払った又は支払うべき年金額がある場合、その金額を差し引くこととなります。

P 1 0 0 【正】

第 3 返戻金額例

1 基本契約の返戻金額例

定期年金保険の返戻金額

定期年金保険の基本契約の返戻金額は、払込保険料相当額（ご加入後10年を経過する前までにご契約を解約又は失効された場合には、一定の金額を差し引きます。）となりますが、被保険者が死亡された日又はご契約を解約されるまでに支払った又は支払うべき年金額がある場合、その金額を差し引くこととなります。

「ご契約のしおり」正誤表

平成19年12月 株式会社かんぽ生命保険

橙色の表紙「ご契約のしおり」(即時終身年金保険、据置終身年金保険、介護割増年金付終身年金保険、即時定期年金保険、据置定期年金保険、即時夫婦年金保険、据置夫婦年金保険)

本冊子における記載内容に次のとおり訂正がございますので、お詫びとともにお知らせいたします。本表は、誠にお手数をおかけしますが、ご契約のしおりとともに大切に保管をお願いいたします。

P 2 4 2 ~ 2 4 3 **【誤】**

支店のご案内

区域名	名 称	所 在 地
北海道	帯広支店	〒080-8799 帯広市西3条南8-10
東 京	深川支店	〒135-8799 江東区東洋4-4-2
信 越	新潟支店	〒951-8799 新潟市東堀通七番町1018
東 海	岐阜支店	〒500-8799 岐阜市住吉町1-3-2
	浜松支店	〒430-8799 浜松市旭町8-1
近 畿	堺市店	〒590-8799 堺市堺区南瓦町2-16
	姫路支店	〒672-8799 姫路市葛磨区中島1139-29
九 州	長崎支店	〒852-8106 長崎市岩川町9-17
	鹿児島支店	〒890-0045 鹿児島市武1-8-8

P 2 4 2 ~ 2 4 3 **【正】**

支店のご案内

区域名	名 称	所 在 地
北海道	帯広支店	〒080-8799 帯広市西三条南8-10
東 京	深川支店	〒135-8799 江東区東陽4-4-2
信 越	新潟支店	〒951-8799 新潟市中央区東堀通七番町1018
東 海	岐阜支店	〒500-8799 岐阜市清住町1-3-2
	浜松支店	〒430-8799 浜松市中区旭町8-1
近 畿	堺支店	〒590-8799 堺市堺区南瓦町2-16
	姫路支店	〒672-8799 姫路市飾磨区中島1139-29
九 州	長崎支店	〒852-8794 長崎市岩川町9-17
	鹿児島支店	〒890-8794 鹿児島市武1-8-8

P 2 2 9 ~ 2 4 3 (奇数ページ) **インデックス (見出し)**

【修正前】 口座払込みに関する特則条項 規約変更に関する特則条項

【修正】 口座払込みに関する特則条項 契約変更に関する特則条項

(注1) P 2 3 1 ~ P 2 3 7については、「口座払込みに関する特則条項」を削除。

(注2) P 2 3 9 ~ P 2 4 3については、「口座払込みに関する特則条項」及び「規約変更に関する特則条項」を削除。

ホ 00100-6